

令和 7 年度

三木山国有林外森林整備事業（保護）

閲 覧 図 書

- 1 請負契約書（案）
- 2 契約情報の公表様式

※その他必要な事項は入札公告及び入札説明書を確認すること

兵庫森林管理署

森林整備事業請負契約書（案）

1. 事業名三木山国有林外森林整備事業（保護）
2. 事業場所別紙事業位置図のとおり
3. 事業量別紙可分事業内訳書のとおり
4. 事業期間契約締結日の翌日から
令和8年2月27日まで
5. 請負金額¥ . -
（うち取引に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）額
¥ . -）

〔注〕（ ）の部分は、請負者が課税業者である場合に使用する
6. 選択条項別冊約款中選択される条項は次のとおりである
（適用されるものは○印、削除されるものは×印である。）

適用削除の区分	選択事項		選択条項
×	契約保証金の納付		第4条第1項第1号
×	契約保証金の納付に代わる担保となる 有価証券等の提供		第4条第1項第2号
×	銀行、甲が確実と認める金融機関等の保証		第4条第1項第3号
×	公共工事履行保証証券による保証		第4条第1項第4号
×	履行保証保険契約の締結		第4条第1項第5号
×	支給材料及び貸与品		第15条
×	前払金	分の 以内	第35条第1項
×	中間前払金		第35条第4項
×	部分払	回以内	第38条
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則		第40条

7. 利用物件及び支給材料

品名	品質規格	数量	引渡予定場所	引渡予定月日

8. 特約事項

- (1) 請負代金は、近畿中国森林管理局において支払うものとする。
- (2) 伐倒木の持ち出しは禁止する。
- (3) 使用材料は書面により報告し、必ず監督職員の確認を受けること。
- (4) 可分事業内訳書の数量については幹材積から一定の割合で計算した枝条と根株材積を含む標準材積であるが、作業種の数量については標準材積で契約を行い、事業実行の結果、出来高数量に差があっても変更契約は行わないものとする。
- (5) 暴力団排除に関する特約事項は【別紙1】のとおり。

上記の事業について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和7年10月16日に交付した国有林野事業造林事業請負契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は、別紙共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住所 兵庫県宍粟市山崎町今宿 1 0 0 - 1
分任支出負担行為担当官
氏名 兵庫森林管理署長 古藤 信義 印

請負者 住所

氏名 印

[注] 請負者が共同事業体を結成している場合においては、請負者の住所及び氏名の欄には、共同事業体の名称並びに共同事業体の代表者及びその他の構成員の住所及び氏名を記入する。

【別紙 1】

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲（発注者をいう。以下同じ。）は、乙（契約の相手方をいう。以下同じ。）が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前2条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。）、

受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

（再請負契約等に関する契約解除）

第4条 乙は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（損害賠償）

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（不当介入に関する通報・報告）

第6条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

可 分 事 業 内 訳 書

森林 事務所	事業期間	作業種	記番	国有林	林小班	本数 (本)	数量 (m)	備考
神戸	契約締結日の翌日 ～ 令和 8 年 2 月 27 日	カシノナガキクイムシ駆除 伐倒処理(伐倒・シート被覆)	501	三木山	236い	6	2.90	・材積は幹・枝条・根株
				小計		6	2.90	
		カシノナガキクイムシ駆除 (支障木伐倒)	502	三木山	236い	52	26.36	・材積は幹・枝条
				小計		52	26.36	
波賀	契約締結日の翌日 ～ 令和 7 年 12 月 22 日	カシノナガキクイムシ駆除 伐倒処理(伐倒・シート被覆)	503	赤西	119へ	1	1.14	・材積は幹・枝条・根株
				小計		1	1.14	
		カシノナガキクイムシ駆除 (支障木伐倒)	504	赤西	119へ	1	1.32	・材積は幹・枝条
				小計		1	1.32	
				合計		60	31.72	

作 業 仕 様 書 総 則

1. 近畿中国森林管理局管内の造林関係請負事業の実施に当たっては、この作業仕様書、特記仕様書、造林事業請負標準仕様書、造林事業請負実行管理基準及び図面（以下、「設計図書」という。）に基づき実施するものとする。
2. 現場は、対象木をテープ等によって標示している。
3. 設計図書に基づき調達した材料（シート）の使用に当たっては、その使用方法、使用上の注意事項等を遵守し安全かつ適正な使用に努めること。
4. 実行記録写真は、造林事業請負実行管理基準に定める実行記録写真の撮影要領に基づき撮影することとするが、一連の記録写真は契約の記番毎に1箇所以上撮影するものとする。
5. 造林事業請負標準仕様書第21条における事故とは、4日以上の休業を要する労働災害、第三者に及ぼした事故及び第三者から受けた事故とする。監督職員が指示する様式（事故報告書）は、別に定める「請負事業事故報告書」とする。
6. 本事業の実施に必要な諸作業で、設計図書に明記していないものは、乙において実施し、その費用は乙の負担とする。

特 記 仕 様 書

1. 隣接する施設や入込者の安全確保を図り、被害木及び支障木の伐倒前に枝がらみやつるがらみを確認し、確実な伐倒方向となるように十分留意するとともに、必要に応じて枝落としを行うこと。

2. 記番（501・502）では、必要に応じて高所作業車を使用し、伐倒処理すること。

また、高所作業車の据え付け場所は隣接が民有地であることから、本事業実行に当たっては、土地所有者と作業日程や方法等を十分調整の上、安全に作業を行うこと。

カシノナガキクイムシ駆除（伐倒・シート被覆） 仕様書

1. 対象木の表示を十分確認すること。

（伐倒作業）

2. 伐倒方向は安全な方向とし、下流での被害防止のため、沢等への伐倒は避けること。
かかり木の除去等を行い、残存木の保護に万全を期すること。
3. 被害木及び支障木は河川流出防止のため、流出のおそれのある沢等より樹幹、末木枝条を隔離して地面に安定させること。
4. 被害木の樹幹、末木枝条はシートに完全に収まる長さに玉切ること。
5. 支障木はシート被覆を必要としないが、樹幹を確実に接地し、転動しないよう必要な措置を講ずること。また、末木枝条についても、安定した箇所を集積し、集積高は1m以下とすること。
6. 支障木が上下に重なり合った状態で放置しないこと。

（地ならし・集積）

7. 伐倒した箇所の付近にあらかじめ地ならし（2㎡程度）を行い集積すること。
地ならしの際は、シートが破れないように地表部の灌木や突起物を処理しておくこと。
8. 集積箇所は、降水時に流水のおそれがある箇所を避けること。
9. シート1枚ごとに覆える範囲内に収まるように樹幹、末木枝条を移動させて整理すること。

（シート被覆）

10. 集積した樹幹、末木枝条及び根株にシートを被せ完全に覆うこと。
シートは密閉を保つために裾を土石等で隙間なく押さえること。
11. 急傾斜地等により転落のおそれがある箇所でやむを得ず梱包を行う場合は、転落防止策を講じること。

（実行記録）

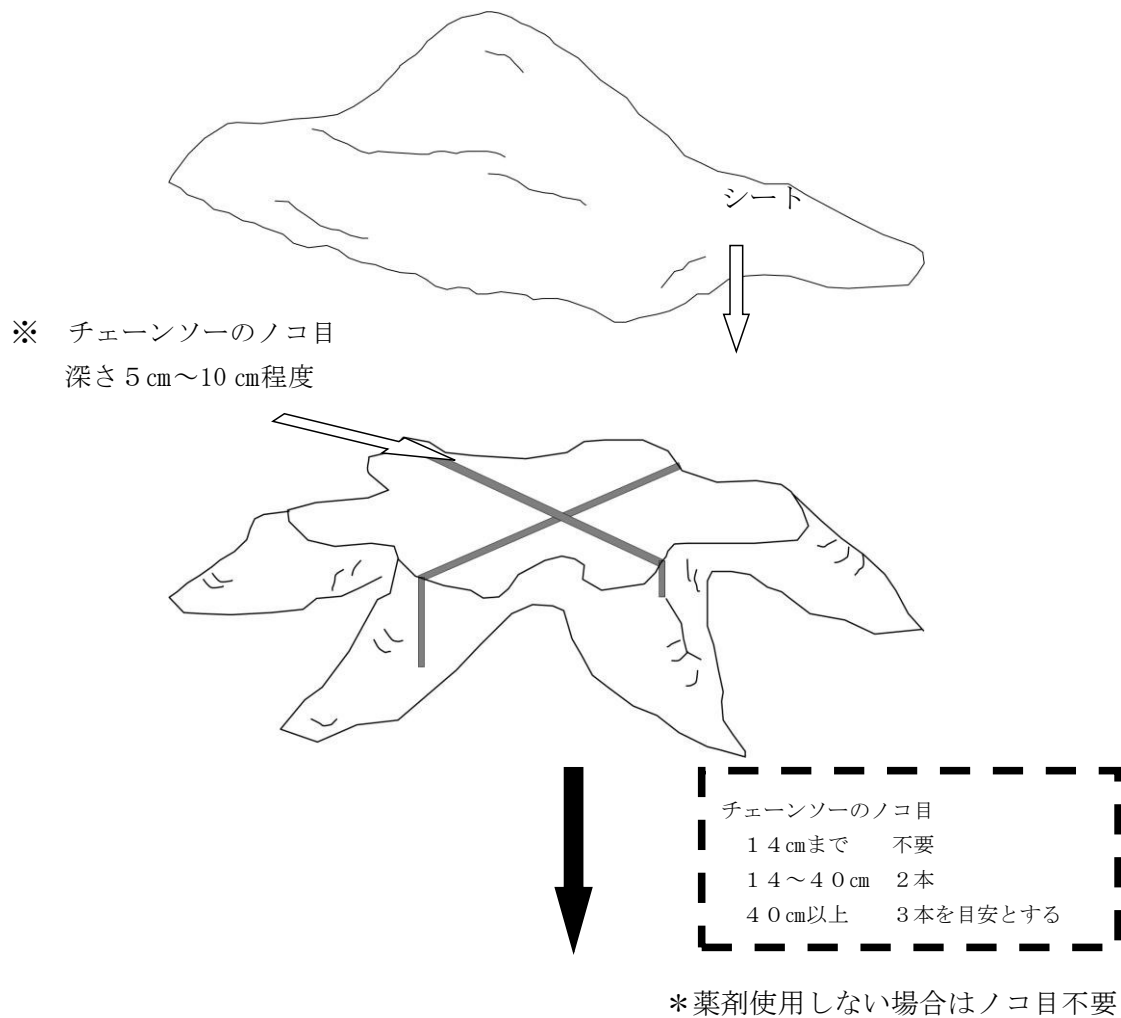
12. 事業日報には、伐倒被覆した処理数量（対象木のナンバー）を明確に記入し、必要に応じて監督職員に提示すること。事業終了後は、事業日報とともに、別紙様式の作業記録報告書を森林管理署長（監督職員経由）に提出すること。

(その他の事項)

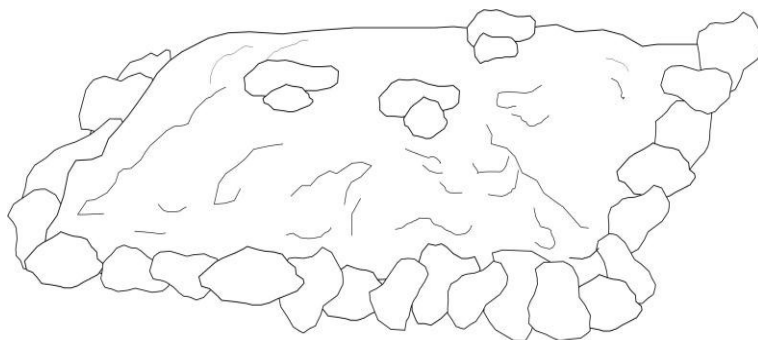
13. その他必要事項については、監督職員の指示によること。

(図-1) 被害木(根株)へのシート被覆・薬剤注入溝

根株の切高を極力低くし、シートを被せる。

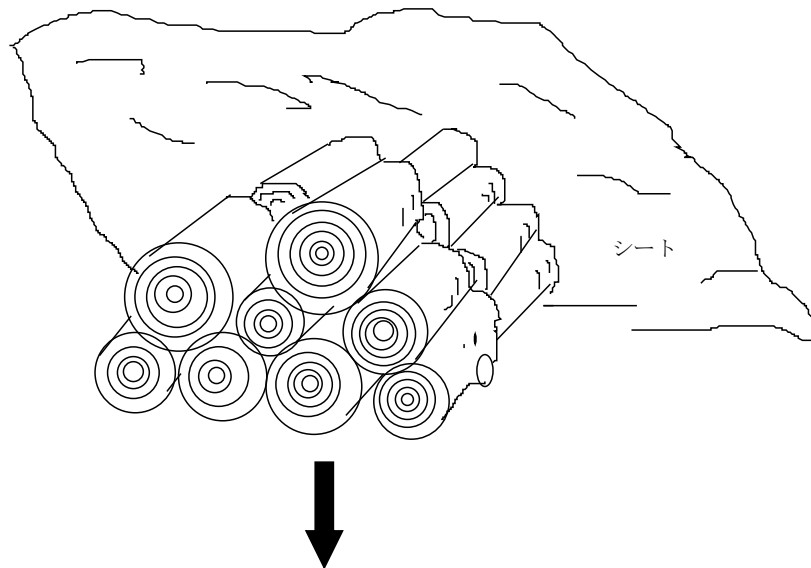


周囲の土石等を用いシートで根株を密封する。



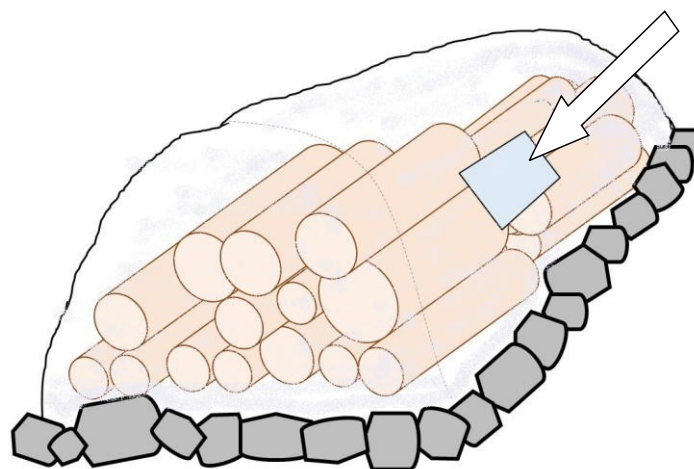
(図－２) 被害木のシート被覆

地表の地ならし後、玉切りした被害木を集積し、被害木全体をシートで覆う。



駆除処理の実行中の表示を見やすい箇所に行う。

※ 駆除処理実行中の表示
(シートに同封又は貼付)



注意事項

- (1) 急傾斜地など転落の恐れがある場所でやむを得ずシート被覆を行う場合には、転落防止対策を講じること。
- (2) 羽化成虫がシート内から脱出しないように周囲の土石等を用いシートを密封する。
- (3) 枝条等でシートを破らないよう注意すること。

物品購入仕様書

(カシノナガキクイムシ駆除)

1. 被覆用シート

- ① 材質：低密度ポリエチレン（LDPE）
- ② 規格：色 無色
厚さ×長さ×幅 0.1mm×4m×3.6m以上
- ③ 数量：14枚

2. 材料

- ① 上記の品質・特性を有した有効期限内の物品を購入すること。
- ② 材料は使用材料承認願を監督職員に提出し、承認されたものを購入すること。
- ③ 納品書（写）を監督職員に提出すること。
- ④ 材料の輸送にあたっては、破損等に留意し適切に取り扱うこと。

3. その他必要事項については、監督職員の指示によること。

令和 年 月 日

監督職員

殿

請負者 住所

氏名

使用材料承認願

令和 年 月 日に請負契約を締結した三木山国有林外森林整備事業(保護)について、
下記材料を使用いたしますので承認願います。

記

購入品	メーカー又は販売店	規 格

別紙様式（監督職員経由）

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官

兵庫森林管理署長 古藤 信義 殿

報告者 住所
氏名

作 業 記 録 報 告 書

令和 年 月 日に請負契約を行った三木山国有林外森林整備事業（保護）について、駆除作業を完了したので下記のとおり報告します。

- 1 契約に定める駆除作業の内容
- 2 作業記録

作 業 の 内 容	実施したもの	実施期間	実施場所	実施数量	駆除実施者	摘 要
被害木の伐倒（枝払い及び玉切を含む。）						
支障木の伐倒						
集積（地ならしを含む。）						
シート被覆						

- （注）
- 1 実施した全作業について○印を付し、それぞれの欄に記入する。
 - 2 駆除実施者欄は報告者が行った場合のみ記入する。
 - 3 実施した全作業のそれぞれの記録写真を添付する。
 - 4 摘要欄には、薬剤散布に監督職員が一部又は全部立会いした年月日等、参考事項を記入する。

請負事業事故報告書

令和 年 月 日

監督職員

殿

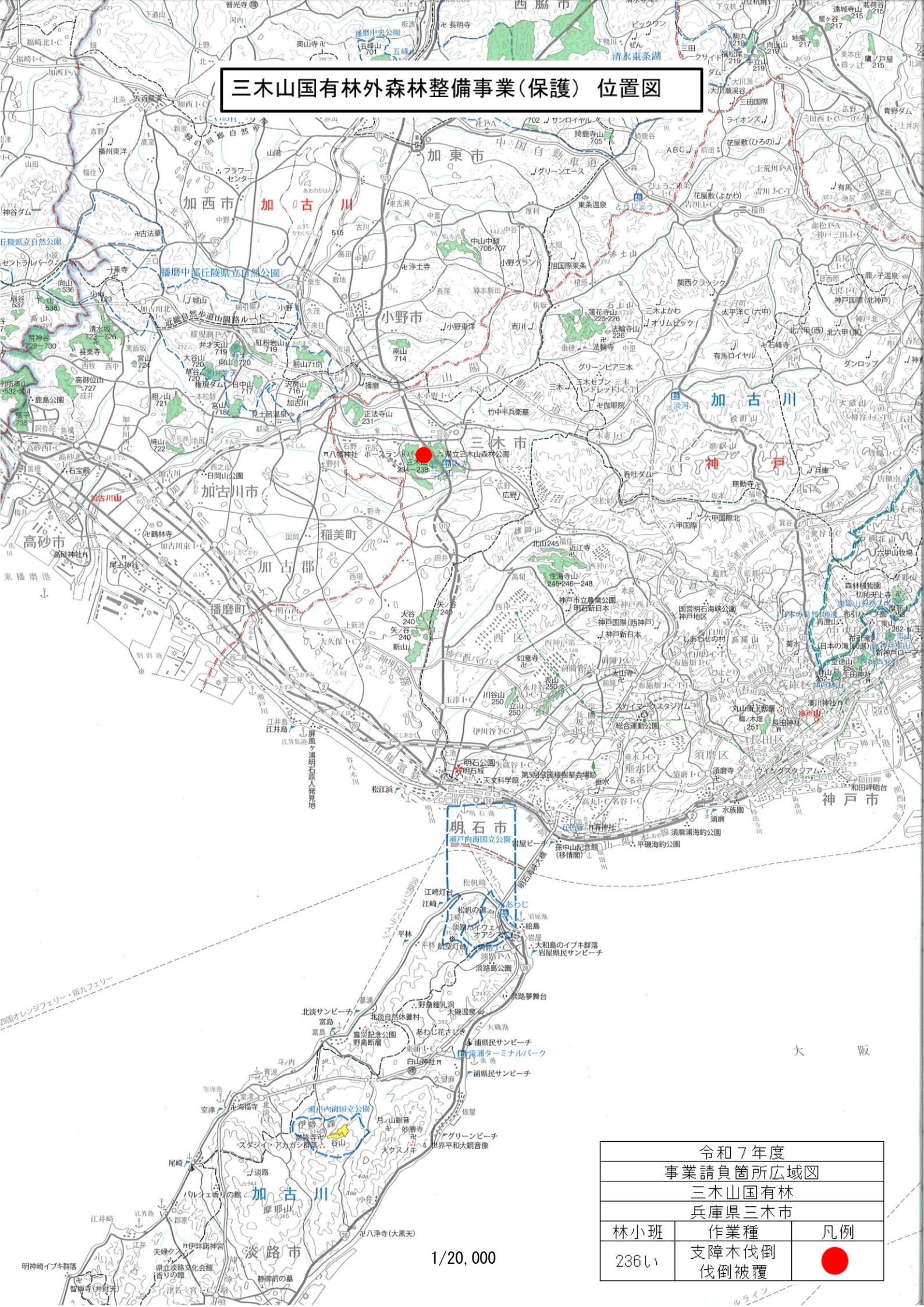
請負者

現場代理人

事業名		事業場所					
発生日時		令和 年 月 日(曜日)				時 分	天 候
災害発生状況・原因	①どのような場所で ②どのような作業をしているときに ③どのような物または環境に ④どのような不安全または有害な状態であって ⑤どのようにして災害が発生したかを詳細に記入する。また、略図を添付する。						
被害状況	人的被害・物的被害を記載						
被災者	氏 名		生年月日	年 月 日(歳)	性別	男・女	職 業
	連絡先						経験年数
	傷病名		傷病部位	休業見込期間・死亡日時			被災場所
今後の対策							
所見・状況							

注)労働災害(4日以上 of 休業を要する災害)、第三者に及ぼした事故及び第三者から受けた事故が発生した場合に監督職員に速やかに報告する。

三木山国有林外森林整備事業(保護) 位置図



令和7年度
事業請負箇所広域図

三木山国有林
兵庫県三木市

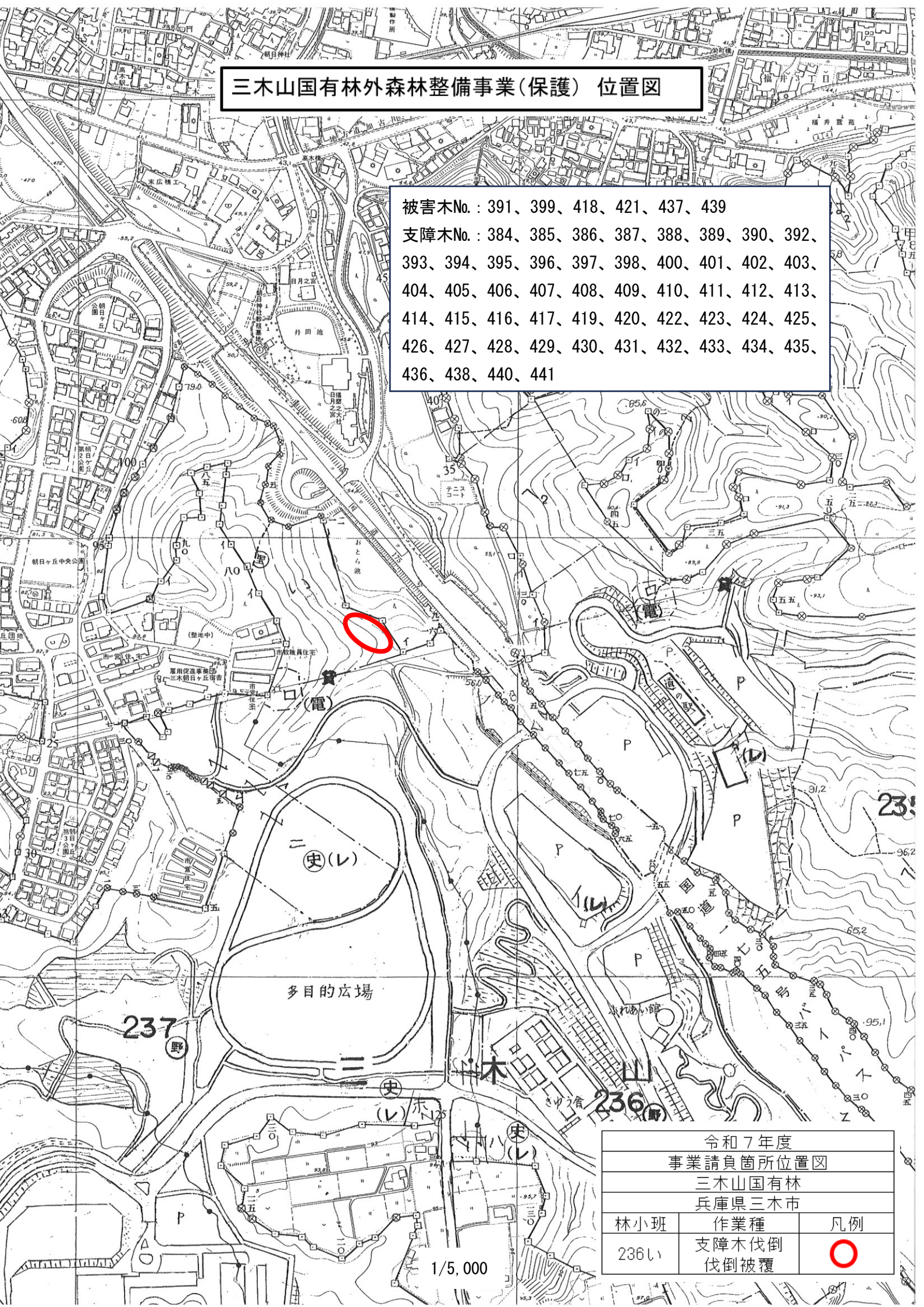
林小班	作業種	凡例
236い	支障木伐倒 伐倒被覆	●

1/20,000

三木山国有林外森林整備事業(保護) 位置図

被害木No. : 391、399、418、421、437、439

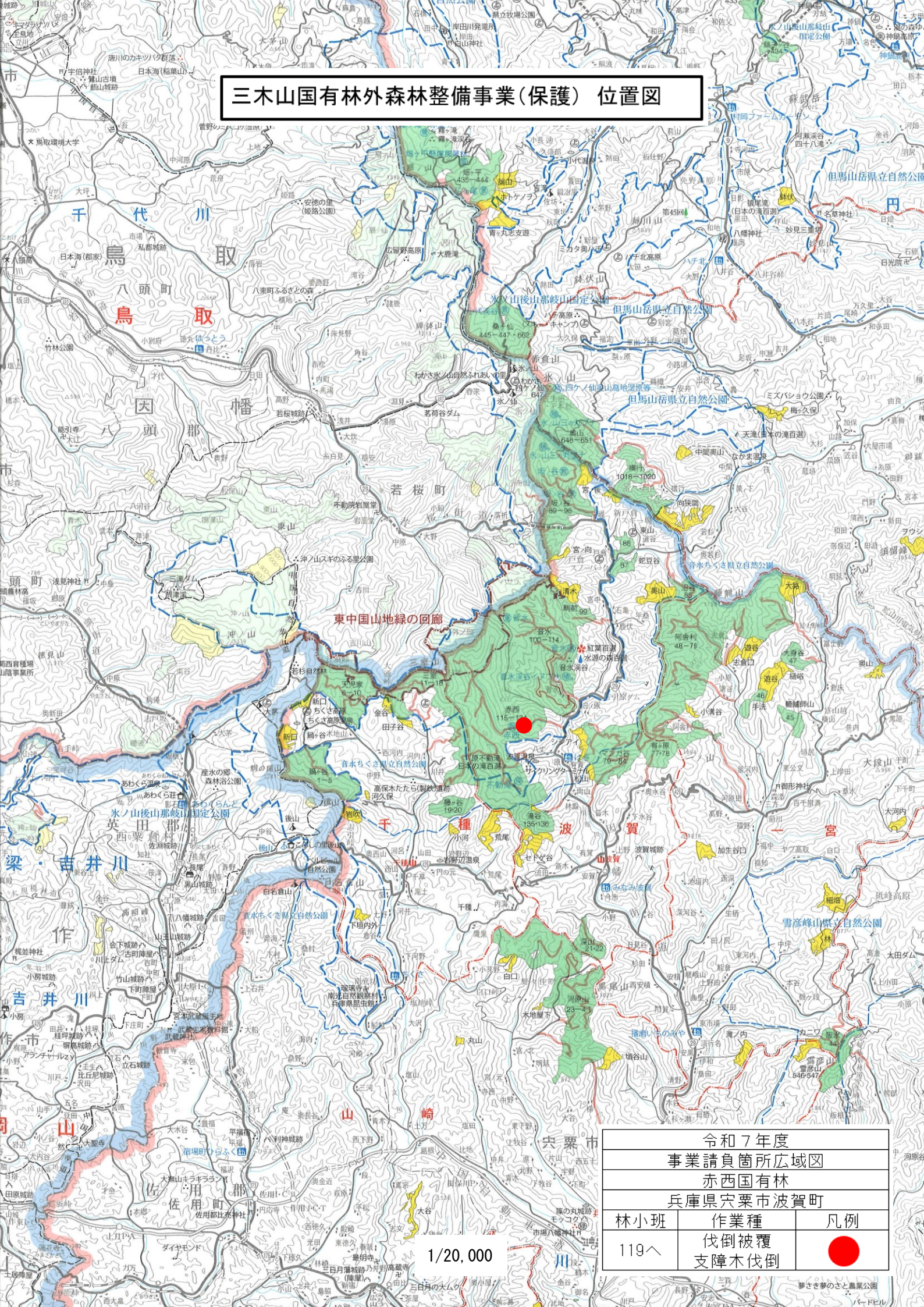
支障木No. : 384、385、386、387、388、389、390、392、
393、394、395、396、397、398、400、401、402、403、
404、405、406、407、408、409、410、411、412、413、
414、415、416、417、419、420、422、423、424、425、
426、427、428、429、430、431、432、433、434、435、
436、438、440、441



令和7年度 事業請負箇所位置図 三木山国有林 兵庫県三木市		
林小班	作業種	凡例
236い	支障木伐倒 伐倒被覆	

1/5,000

三木山国有林外森林整備事業(保護) 位置図



令和7年度
事業請負箇所広域図
赤西国有林
兵庫県宍粟市波賀町

林小班	作業種	凡例
119へ	伐倒被覆 支障木伐倒	●

1/20,000

三木山国有林外森林整備事業(保護) 位置図

被害木No. : 33
支障木No. : 31

1/5,000

令和7年度 事業請負箇所位置図 赤西国有林 兵庫県宍粟市波賀町		
林小班	作業種	凡例
119へ	支障木伐倒 伐倒被覆	

契約情報の公表様式

令和7年度 請負事業の作業条件表

事業名：三木山国有林外森林整備事業（保護）

兵庫森林管理署

作業種					林分条件				シート枚数 (枚)	作業条件				
	国有林	林小班	実行数量	作業期間	傾 斜	地表 植生	平均胸高直径 (cm)	平均樹高 (m)		作業手段	人員輸送距離 (往復・Km)	通勤時間 (往復・分)	通勤起点	備考
カシノナガキク イムシ駆除 (伐倒被覆)	三木山	236い	6本	契約締結日の翌日 ～ 令和8年2月27日	緩	密	24	17	9	機械 (人力併用)	5.8	16	三木市役所	
	赤西	119へ	1本	契約締結日の翌日 ～ 令和7年12月22日	緩	疎	44	16	5		19.8	46	波賀市民局	
		小計	7本						14					
カシノナガキク イムシ駆除 (支障木伐倒)	三木山	236い	52本	契約締結日の翌日 ～ 令和8年2月27日	緩	密	24	14		機械 (人力併用)	5.8	16	三木市役所	
	赤西	119へ	1本	契約締結日の翌日 ～ 令和7年12月22日	緩	疎	46	17			19.8	46	波賀市民局	
		小計	53本											
		合計	60本						14					